規約例

⇒ 解 説 ・ 見 解

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇〇町規約

（目的）

第１条　この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設等の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

（名称）

第２条　この会の名称は「○○町自治会」と称する。

⇒　地方自治法上、団体の名称についての制限はありません。

（区域）

第３条　この会の区域は、西脇市○○町△△番地から××番地までの区域とする。

⇒　地縁による団体の区域は、当該認可地縁団体の構成員のみならず西脇市内の他地区の住民からみても客観的に明らかであることが必要です。加えて、区域は相当期間にわたり安定した状態でなければなりません。

　地番又は住居表示により表示することが最も望ましいのですが、河川や道路などで区域を特定することも可能です。

（事務所の所在地）

第４条　この会の事務所は、西脇市○○町△△番地○○町公民館に置く。

⇒　この所在地が団体の住所となります。団体の活動記録を整理・保管したり、会議場所としての機能を考慮すると、当該地区にある集会施設等に事務所を置くのが望ましいでしょう。「代表者の自宅に置く」という定め方も可能です。

（事業）

第５条　この会は、第１条の目的を達成するため次の事業を行う。

　⑴　回覧の回付等住民相互の連絡に関すること。

　⑵　美化、清掃等地域の環境整備に関すること。

　⑶　自治会有地の管理、集会施設等の維持管理に関すること。

　⑷　防災、防犯、交通安全に関すること。

　⑸　会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上及び会の発展に関すること。

　⑹　伝承文化の継承維持に関すること。

　⑺　その他目的を達成するために必要なこと。

⇒　第１条の目的に適合した、広く地域的な社会活動であることが必要です。第６号は町の秋祭りを想定しています。

（会員）

第６条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

２　この区域に住居を有する個人のうち、この区域に住所を有しない個人は、準会員になることができる。

３　この区域に事業所等を有する個人、法人及び団体は賛助会員になることができる。

４　第２項及び第３項に該当する者は、表決権を有しない。

⇒　「区域に住所を有すること」のほかに、年齢や性別などの条件を会員の資格として定めることは認められません（区域に住所を有する個人は誰でも会員となり得ます）。地方自治法第 260条の２第７項においても、地縁による団体は正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないとしています。

　また、認可地縁団体は自然人たる**個人**を基盤とするものですから、世帯を会員とすることは**できません**。

　法人や団体（商店、工場、別荘など）は構成員にはなれますが、第４項のとおり会議の表決権等は有しないものの、活動に対する賛助等の形で団体に参加することは可能です。

（会費）

第７条　会員、準会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）は、総会において別に定める会費（協議費）を納入しなければならない。

２　会員等に特別の事情がある場合は、会費を減額又は免除することができる。

⇒　会費は、金額を明示して定める方法もあります。その場合は金額を改める度、条文を改めることになりますが、規約の改正は特別議決事項にあたり、総会の議決が必要となります。よって表記のように年１回の通常総会で定める方法が実務上適当でしょう。

　また、近年自治会の会費についても、高齢者世帯が増加するなど社会的な背景から納めることができないなどの現状を受け、第２項において会費の減額又は免除ができる旨を記載しています。（不要であれば削除）

（特別賦課金）

第８条　特別事業の実施に要する費用に充てるため、特別賦課金を徴収することができる。

⇒　特別賦課金は、自治会の臨時的に必要となる経費で、集会所の改修や消防自動車の購入などの事業に充てることを想定しています。ただし、事業の承認や実際に徴収する金額等は役員会で協議し、総会で議決を得ることが基本となります。

（加入）

第９条　第３条に定める区域内に住所を定める個人で会に加入しようとする者は、加入申込書（様式●）を区長に提出しなければならない。

２　自治会は、前項の加入申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

３　この会の区域に入居した個人に対して、この会はこれらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

⇒　各々の団体独自の手法で、加入希望者の意思が確認できる方法を定めればよいでしょう。加入に際しては、いかなる意味においても制約を課すことは認められません。

「正当な理由」とは、その者の加入によって当該団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかに認められる場合などです。しかし、実際の住民自治活動では極めて例外的な場合に限られるでしょう。

　また、認可申請時点での構成員名簿に記載されている会員については、手続きの整合性から現に入会しているものと解されます。

　第３項については、自治会の趣旨を会員に広く周知することを記載したもので、必須事項ではありません。

（退会）

第10条　会員は、退会しようとするときは、退会届を区長に届け出なければならない。

　会員等が、次の事項のいずれかに該当する場合は退会したものとする。

　⑴　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

　⑵　本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき。

　⑶　本人より退会届（様式●）が区長に提出された場合

　⑷　会費を○年以上滞納し、かつ、勧告に応じないとき。

⇒　前条と同様、本人の脱退意思を会として確認できる方法を定めればよいでしょう。また、脱退についても本人の意思にいかなる意味でも制約を課すことは認められません。第４号を条号に入れる場合は、慎重な手続き等の下に資格を停止するような扱いとする必要があります。

（拠出金品の不返還）

第11条　前条に該当する者が既に納入した会費（協議費）その他の拠出金品は返還しな

い。

（役員）

第12条　会に次の役員を置く。

　⑴　区長　　　　　　　１名

　⑵　副区長　　　　　　１名

　⑶　会計　　　　　　　１名

　⑷　各部会長　　　　　○名

　⑸　什長（班長）　　　若干名

　⑹　監事（監査委員）　○名

２　本会に顧問を置くことができ、原則として前区長がこれに当たる。

⇒　役員の内訳については、町内会等の実情に応じて定めることになります（例：農会

長、土木係、什長、監査委員など）なお、什長については各隣保の構成、組編成が変わる（統合する）可能性があるため、具体的な人数を表示しないほうがよいでしょう（規約で人数を決めてしまうと、規約変更以外に人数の増減ができなくなるため）。

（役員の選任）

第13条　役員は、総会において会員の中から選任する。

２　監事（監査委員）は他の役員を兼ねることはできない。

３　役員の選出方法は、別に定める。

４　外郭団体等の役員は、総会において承認する。

⇒　役員の選出は基本的に総会において選任しますが、選出方法については各自治会で様々な方法で行われているため、第３項の記載のとおり別に定めるとしています。

（役員の職務）

第14条　区長はこの会を代表し、会務を総括する。

２　副区長は、区長の補佐及び会議録等の作成を行い、区長に事故あるとき又は区長が欠けたときは、区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　会計は、この会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿書類を管理する。

４　農会長は、地区内の農地に関する調整を行う。

５　副農会長は、農会長を補佐し、地区内の農地に関する調整を行う。

６　土木係は、地区内の道路等の土木事業に関する調整を行う。

７　什長は、各隣保の総括を行う。

８　監査は、会の会計及び資産の状況、業務の執行状況を監査する。

９　顧問は、会の運営に関する相談に応じる。

⇒　役員の選任は、総会において行うことが適当です。

　認可を受ける団体については、地方自治法により代表者（区長）１名を必ず選出する必要があり、団体の代表権は代表者（区長）１人に帰属するものとされています。１名又は複数名の監事を置くことが適当ですが、監事（監査委員）が会長、副会長又はその他役員と兼ねることは、会務の執行を監査する職務上、避ける必要があります。

　その他に、例えば会計を置く場合には「会計は、自治会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿書類を管理する。」等、その役員の職務を明らかにしておくことが適当です。

（役員会の権能）

第15条　役員は、役員会に出席して次の事項を審議する。

　⑴　会の役員の選出に関すること。

　⑵　規約の改廃に関すること。

　⑶　会費の決定、徴収に関すること。

　⑷　事業計画、予算、事業報告及び決算に関すること。

　⑸　その他、重要案件に関すること。

⇒　役員会で審議する具体的な内容を記載する必要があります。

（役員の任期）

第16条　役員の任期は、１期○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　役員に欠員が生じたときは、役員会で協議し、総会で定める方法により補充することができる。この場合の役員の任期は前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは職務を行わなければならない。

⇒　役員任期は法律上特に規定はありません。しかし、極端に短期、長期では様々な弊害が生じると思われます。また、業務に支障が生じないよう、本条第３項のように定めると良いでしょう。

　なお、西脇市では「１期２年」という表現で任期を定めている自治会が多いため、このように記載しています。

（役員の報酬）

第17条　役員に報酬又は日当を支給することができ、その額は役員会において協議し、総会において決定する。

⇒　支給している場合は、規約に明記した方がよいでしょう。

（会議の種類）

第18条　この会の会議は、総会及び役員会とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（会議の構成）

第19条　総会は、会員をもって構成する。

２　役員会は、監事を除く第12条に定めている役員をもって構成する。

（総会の権能）

第20条　総会は、次の事項を決議する。

　⑴　事業計画及び収支予算に関すること。

　⑵　事業報告及び収支決算に関すること。

　⑶　規約の制定改廃に関すること。

　⑷　役員の選任及び解任に関すること。

　⑸　会費（協議費）の額及び徴収の方法に関すること。

　⑹　会の解散及び清算人の選任並びに財産処分の方法に関すること。

　⑺　その他、会の運営に必要な重要事項に関すること。

⇒　総会では、団体運営事項のうち、規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決できます。このうち、規約の改正などは他に委任することはできません（特別議決事項）。また、総会で議決すべき事項には、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び承認を含めなければなりません。

（総会の開催）

第21条　通常総会は、毎年度決算終了後○ヶ月以内に開催する。

２　臨時総会は、区長が必要と認めたとき、又は会員の５分の１若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

⇒　総会は、少なくとも年１回開催する必要があります。

　地方自治法第 260条の２第15項で準用されている民法51条に基づき、年度終了後３ヶ月以内に財産目録を作成しなければなりません。ですから、事業報告及び決算を作成し承認を行うためには、通常総会を年度終了後３ヶ月以内に開催する必要があります。

　第２項の「５分の１」の定数を規約において増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことのないよう留意する必要があります。

（役員会）

第22条　役員会は、区長が必要と認めたとき又は役員現在数の２分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

　⑴　総会の議決した事項の執行に関すること。

　⑵　総会に付すべき事項に関すること。

　⑶　その他、総会の議決を要しない業務の執行に関すること。

（招集）

第23条　総会及び役員会は、区長が招集する。

２　区長は、第21条第２項の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会及び役員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示して、少なくとも開会の５日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、役員会については、区長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

⇒　総会の開催権限は区長が有するものですが、前条第２項の定めにより会員や監事からの開催請求に対しても総会を招集する必要があります。したがって、本条第２項のように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。

（議長）

第24条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

２　役員会の議長は、区長がこれに当たる。

⇒　総会の議長は表決権を行使することとなるので、出席した会員の中から選出する必要があります。区長は会員の中から選任されていますから、「総会の議長は、区長がこれに当たる。」と定めることも可能です。

（定足数）

第25条　会議は、総会において総会員の２分の１以上、役員会においては役員現在数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

⇒　総会定足数、議決に要する定足数については、地方自治法及び民法の法人に関する規定において特に定められていませんが、表記のように規定することが適当でしょう。

（議決）

第26条　総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

２　役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

３　可否同数の場合は、議長がこれを決する。

（会員の表決権）

第27条　会員は総会において、**各々１箇の**表決権を有する。

２　次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。（１世帯１票とする。）

　⑴　規約の変更、自治会の解散及び財産処分の議決

　⑵　区長、監事及び清算人の選任

⇒　会員は、各個人が各々１票の表決権を有します。

　しかし実際のところ住民自治組織では、世帯単位で表決権を１票とする運営が行われていると思われます。そのことを勘案して第２項の規定を定めることになります。これは、特定の事項（規約の変更や財産処分等）を除いては、表決権を従来どおりの「１世帯で１票を有する」という意味です。ただし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、合理的であると認められなければなりません。

【重要】

　この部分についての理解を得ることが重要になります。一般的な自治会運営の方法として世帯主義が定着しており、家族の長の集まりがそのまま自治会運営の決定事項となっている実情です。しかしこの方法は、家族の長以外の表決権等を反映していないなど一部民主的な方法ではないと考えられます。よってこの認可地縁団体の規約では、地方自治法によりすべての会員が表決権を持っている立場から作成する必要があります。

【第２項の逆の表現】

２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の１とする。（１世帯１票とする。）

　⑴　会費の額の決定に関する事項

　⑵　事業計画及び予算の決定、変更に関する事項

　⑶　事業報告書、収支決算書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項

　⑷　集会所の管理運営に関する事項

　⑸　役員の選任及び解任に関すること

↑　この例で記載した各号の内容は、一般的な総会での議決事項を記載しています。各自治会によって理解を得やすい表現を選択してください。

※　未成年の表決権の行使にあたっては、民法第５条の規定により法定代理人の同意を要します。したがって、法定代理人（通常は親権者）の同意又は代理により行使することとなります。

（総会の書面表決等）

第28条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第25条及び第26条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

⇒　電磁的方法とは、「電子メールなどによる送信」「ウェブサイト・アプリケーションを利用した表決」「情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法」等を指します。このような方法で表決する場合は記載してください。

（議事録）

第29条　会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　⑴　会議の日時及び場所

　⑵　会員又は役員の現在数

　⑶　会議に出席した会員の数及び役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

　⑷　開催目的、審議事項及び議決事項

　⑸　議事の経過の概要及びその結果

　⑹　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

３　役員会の議事録は、第１項第１号から第４号までを作成することとする。

⇒　認可申請時又は規約に変更が生じた場合、市に対して認可申請を行う必要があります。その際、総会が有効に成立し、議決されたことを証明する議事録が必要ですから、表記のとおり定めるのがよいでしょう。

（資産の構成）

第30条　会員の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　⑴　会費（協議費）

　⑵　寄付金品

　⑶　事業に伴う収入

　⑷　資産から生ずる収入

　⑸　その他の収入

　⑹　別に定める財産目録記載の資産

（資産の管理）

第31条　この会の資産は区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

２　前条第６号に規定する資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において総会員の４分の３以上の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することがでる。

（経費の支弁）

第32条　会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第33条　自治会の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入収支をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条　自治会の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３月以内に総会の承認を受けなければならない。

⇒　事業計画、事業報告及び予算、決算は総会の議決又は承認を得ることが必要です。財産目録は、地方自治法第 260条の２第15項において準用されている民法51条に基づき、年度の定めにかかわらず、年度終了後３ヶ月以内に作成しなければなりません。ですから、事業報告や決算も年度終了後３ヶ月以内に総会で承認を得る必要があります。

（会計年度）

第35条　自治会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

⇒　会計年度の定め方は特に制限ありませんが、上記が一般的でしょう。

（規約の変更）

第36条　この規約は総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ西脇市長の認可を受けなければ変更することはできない。

⇒　規約の変更は総会の専権事項です。規約が変更された場合は、「規約変更認可申請書」により西脇市長の認可を受けることが必要です。総会議決数の「４分の３」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を、少数の会員の意思によって決することのないよう留意が必要です。

（解散及び残余財産の処分）

第37条　自治会は、地方自治法第 260条の20の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承認を得なければならない。

３　自治会の解散のときに有する残余財産は、総会において総構成員の４分の３以上の議決を得て、本会の類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

⇒　具体的には①破産 ②認可の取消 ③総会の議決 ④会員の欠乏の場合に「解散」することになります（法人としての権利能力の消滅又は団体自体の解散の両方を含む）。

　総会議決定数の「４分の３」については変更可能ですが、少数会員の意思によって解散することが可能な規定は適当ではありません。

⇒　特定の個人等を残余財産の帰属権利者として指定することも可能ですが、営利法人に寄付したり、会員に分配することは、団体の目的に鑑み適当ではありません。また、法人化の当初から、解散時の残余財産の具体的処分先を明らかにすることは困難でしょう。したがって、表記のとおり帰属権利者を指定する方法が適当です。総会の議決定数は、解散決議と同様に「４分の３」以上の議決が望まれます。

　なお、残余財産の考え方についても住民全体に帰属する財産であるため、分割処分のような考え方は、この認可地縁団体では想定していないと考えます。

（雑則）

第38条　この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

　⑴　規約

　⑵　会員及び役員名簿

　⑶　認可及び登記等に関する書類

　⑷　総会及び役員会の議事録

　⑸　収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

　⑹　財産目録等資産の状況を示す書類

　⑺　各事業年度末の財産目録及び収支決算書

　⑻　事業計画書及び収支予算書

　⑼　その他必要な書類及び帳簿

（細則）

第39条　役員会は、この規約を実施するにあたって、必要がある場合には細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附則

１　この規約は、西脇市長の認可の日から施行する。

２　自治会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総

　会の定めるところによる。

３　自治会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあっ

　た日から翌年３月31日までとする。

４　本規約の施行する日をもって、○○規約（○年○月○日施行）を廃止する。

５　△△規約（○年○月○日施行）に基づき策定された次の規則等は、本規約第39条

　の規定により定められたものとする。

⇒　規約施行上の細則を定める者は、区長、役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります。設立初年度は事業年度、会計年度が変則になるので、第２項、第３項を定めることが適当でしょう。